

上尾市教育委員会訓令第3号

教 育 委 員 会 事 務 局
市 立 教 育 機 関
上尾市立小・中学校働き方改革推進委員会

上尾市立小・中学校働き方改革推進委員会設置規程を次のように定める。

令和5年7月10日

上尾市教育委員会

教育長 西 倉 剛

上尾市立小・中学校働き方改革推進委員会設置規程

(設置)

第1条 上尾市立小学校及び中学校（以下これらを「学校」という。）において働き方改革を推進することにより、教職員の心身の健康保持を実現し、誇りとやりがいをもって職務を遂行することができる環境を整備するため、上尾市立小・中学校働き方改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、学校における働き方改革に関することについて調査検討を行う。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員7人をもって組織する。

2 委員長は、学校教育部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、学校教育部次長の職にある者（学校教育部次長の職にある者が複数いる場合にあつては、学校教育部学務課の事務を分掌する学校教育部次長の職にある者）をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる職にある者
- (2) 上尾市立小学校の校長を代表する者
- (3) 上尾市立中学校の校長を代表する者
- (4) 上尾市立小学校の教頭を代表する者

(5) 上尾市立中学校の教頭を代表する者

(会議)

第4条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、推進委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の会議の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第5条 推進委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(上尾市立小・中学校働き方改革懇談会)

第6条 推進委員会に、第2条に定める事項について実務的な見地から検討を行わせるため、上尾市立小・中学校働き方改革懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 懇談会は、会員をもって組織し、その会員は次に掲げる者のうちから委員長がその都度指名する者をもって充てる。

(1) 学校の教職員

(2) 学校教育部指導課の職員

(3) 学校教育部学校保健課の職員

3 懇談会に会長を置き、会員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 懇談会の会議は、会長が招集し、及び主宰する。

5 前条の規定は、懇談会について準用する。

6 会長は、委員長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、懇談会における検討の状況を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進委員会及び懇談会の庶務は、学校教育部学務課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進委員会及び懇談会の運営に関し

必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

学校教育部学務課長	学校教育部指導課長	学校教育部学校保健課長
-----------	-----------	-------------